

改正後	改正前
<p>有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の J A S の Q & A</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年10月</u></p> <p style="text-align: center;"><u>国 税 庁</u> <u>課税部</u> <u>酒税課</u></p> <p style="text-align: center;"><u>農林水産省</u> 新事業・食品産業部 食品製造課</p>	<p>有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の J A S の Q & A</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年11月</u></p> <p style="text-align: center;">新事業・食品産業部 食品製造課</p>
<p><u>(問4-6) 酒販店内で有機酒類を別の容器に分け、J A S マークを再び貼付する(詰替え、角打ち又は試飲) 場合、有機加工食品の小分け業者の認証が必要ですか。</u></p> <p><u>(問4-7) 小分け業者は、複数の小分け施設を所有している場合であっても、小分け施設ごとに認証を取得しなければなりませんか。</u></p> <p><u>(問5-14) 海外の認証事業者によって有機 J A S マークが付された食品を輸入する場合、認証輸入業者となる必要がありますか。</u></p> <p><u>(問6-5) 令和4年の J A S 法改正において、外国格付の表示を行うために認証が必要になった理由は何ですか。</u></p> <p><u>(問6-6) 外国格付の表示とはどのようなものですか。</u></p> <p><u>(問6-7) どのような場合に外国格付表示業者の認証取得が必要ですか。また、</u> ① <u>有機同等性を利用し輸出を行う事業者であっても、同等国の格付の制度に基</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>づく認証マークを付さなければ、外国格付表示事業者の認証を受ける必要はないのですか。</u></p>	
<p><u>② 外国格付の表示を農林物資や包装・容器に付さず、送り状にのみ付す場合であっても、外国格付表示事業者の認証は必要ですか。</u></p>	
<p><u>(問6-8) 認証生産行程管理者が外国格付表示事業者の認証を受け、自ら生産する農林物資に外国格付の表示を付す場合、当該生産行程管理者は、当該農林物資への有機JASマークの貼付を省略することはできますか。</u></p>	(新設)
<p><u>(問6-9) 認証生産行程管理者が外国格付表示の認証を受け、自ら生産等する農林物資に外国格付の表示を付す場合、当該生産行程管理者は、外国格付の表示を付す前に当該農林物資に有機JASマークを付さなければならないのですか。</u></p>	(新設)
<p><u>(問6-10) 商社等が、有機農産物等の認証を受けた生産行程管理者から有機JASマークが付された製品を購入し、当該製品の送り状に外国格付表示を付し、同等国に輸出します。このとき、当該製品を、商社等における輸出品の受入及び保管のための施設を経由せず、当該生産行程管理者のところから輸出先に直接出荷することはできますか。</u></p>	(新設)
<p><u>(問6-11) 外国格付表示事業者の認証を受けた事業者であっても、同等性を利用して有機農産物等を輸出する場合は、当該有機農産物等に輸出証明書を添付することが必要ですか。</u></p>	(新設)
<p><u>(問6-12) 外国格付表示事業者の認証を受けた事業者であれば、外国格付の表示を付した製品を日本国内で流通させることは可能ですか。</u></p>	(新設)
<p><u>(問6-13) 同等国の格付の制度に基づく認証事業者が輸入前に農林物資に付した外国格付の表示は、認証輸入業者が日本に輸入した後、除去・抹消することが必要ですか。</u></p>	(新設)
<p><u>(問6-14) 認証輸入業者が同等国の格付の制度に基づく認証事業者に有機JASマークの貼付を委託する場合、有機JASマークと外国格付の表示が両方印刷されている製品を輸入することはできますか。</u></p>	(新設)
<p><u>(問6-15) 同等国の格付の制度に基づく認証機関により確認を受けた「外国格付の表示と有機JASマークが併記されているラベル」を、認証輸入業者が日本国内で農林物資</u></p>	(新設)

<p><u>に付し、日本国内で流通させることはできますか。</u></p> <p><u>(問 6-16) 同一の製品について同等性に基づく輸出と日本国内における流通の両方を行っている場合であっても、当該製品に外国格付の表示と有機 J A S マークの両方が併記された共通のラベルを付し、日本国内で流通させることはできないのですか。</u></p> <p><u>(問 22-4) 国税庁告示「酒類における有機の表示基準」に基づき有機表示がされた酒類(有機農畜産物加工酒類)であって有機 J A S マークが付されていないものは、有機加工食品の原材料として使用できますか。また、</u></p> <p><u>① 有機酒類が指定農林物資に追加される改正の経過措置期間内であっても、有機農畜産物加工酒類を有機加工食品の原材料として使用できないのですか。</u></p> <p><u>② 有機同等性を有する国・地域から輸入された有機農畜産物加工酒類であっても、有機加工食品の原材料として使用できないのですか。</u></p> <p><u>(問 22-22) 国税庁告示「酒類における有機の表示基準」では、有機酒類の原材料として食塩は使用できませんでしたが、有機加工食品の J A S において有機酒類の原材料として食塩を使用できますか。</u></p> <p><u>(問 22-23) 醸造アルコールを有機酒類の原材料として使用する場合、有機 J A S マークが付されていないものは使用できますか。</u></p> <p><u>(問 22-24) 例えば、酒類に使用するオークチップのように、後から取り除く原材料は有機加工食品に使用可能ですか。使用可能な場合、最終製品には含まれませんが、配合計算上、どのような計算をしたらよいですか。</u></p> <p><u>(問 23-5) 別表 1-2 に「ピロ亜硫酸カリウム(亜硫酸水素カリウム液を含む。)」と記載されていますが、メタ重亜硫酸カリウムや亜硫酸水素カリウムは、ピロ亜硫酸カリウムとして有機酒類に使用できますか。</u></p> <p><u>(問 23-6) 自社で製造した有機酒類を原材料として使用して有機酒類以外の有機加工食品を製造する場合、有機酒類の製造工程中で別表 1-2 には掲名されていない別表 1-1 の添加物を使用することはできますか。</u></p> <p><u>(問 23-7) 有機酒粕の製造に当たり、有機加工食品の J A S の別表 1-2 の添加物を使用することができますか。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(問 22-4) <u>有機加工食品の有機原材料として、有機農産物加工酒類は使用可能ですか。また、酒粕を有機 J A S 格付することはできますか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>(問 23-8) <u>有機加工食品の生産行程管理者の認証を受けた酒造メーカーが、食酢の製造業者からの委託を受け、食酢の原材料用に不可飲処置した種酢入りの清酒を製造・格付する場合、別表 1-2 の添加物を使用することはできますか。</u></p> <p>(問 34-17) <u>国税庁告示「酒類における有機の表示基準」が廃止されますが、これまで、同表示基準に基づき「有機農畜産物加工酒類」等の表示を行っていた場合、令和 4 年の改正 J A S 法の適用はどのようになりますか。また、その酒類を原材料として使用した加工食品の取扱いはどうなりますか。</u></p> <p>(問 34-18) <u>令和 4 年の改正 J A S 法が施行された後、新たに有機酒類の製造を検討していますが、国税庁告示「酒類における有機の表示基準」の廃止に伴う経過措置に基づいて「有機農畜産物加工酒類」等の表示を行うことはできますか。</u></p> <p>(問 34-19) <u>有機加工食品の J A S に基づき有機酒類に有機 J A S マークを付して有機表示を行う場合、国税庁告示「酒類における有機の表示基準」において定められている「有機農畜産物加工酒類」等の表示は、引き続き必要ですか。</u></p> <p>(問 34-20) <u>有機酒類に酒税法等に基づく品目及び食品表示法に基づく名称の両方を表示する場合、有機加工食品の J A S 第 5 条に基づく有機等の名称の表示は、どちらに記載しなければなりませんか。</u></p> <p>(問 34-21) <u>食品表示基準第 5 条において、酒類を販売する場合は、原材料名の表示は要しないことと規定されていますが、有機加工食品の J A S 第 5 条に基づく原材料名の表示はどのようになりますか。</u></p> <p>(問 34-22) <u>当社は海外からオーガニックと表示された有機酒類を輸入していますが、こうした有機酒類に関する表示については、どのような取扱いになりますか。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(問 1-3) <u>認証されたほ場や採取場について有効期間はありますか。</u></p> <p>(答)</p> <p>(略)</p> <p>なお、以下の例など、J A S 法施行規則第 48 条第 1 項第三号のホ及びへに該当する場合には登録認証機関により生産行程管理者の認証が取消されることとなります。</p>	<p>(問 1-3) <u>認証されたほ場や採取場について有効期間はありますか。</u></p> <p>(答)</p> <p>(略)</p> <p>なお、以下の例など、J A S 法施行規則第 46 条第 1 項第三号のホ及びへに該当する場合には登録認証機関により生産行程管理者の認証が取消されることとなります。</p>

(略)

(問1-9) 有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準(以下「認証の技術的基準」という。)に六の規定(ほ場等に、認証生産行程管理者等の責に帰さない事由により使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときにあつては、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす)が新設されたのは、どういう趣旨でしょうか。

(答)

- 1 使用禁止資材がほ場等に混入した場合、認証の技術的基準の一に定める生産に係る施設の基準に適合しない状態になりますが、こうした場合に、JAS法施行規則第48条第1項第三号ホ(1)の認証取消しの要件「認証事業者に係る認証の技術的基準に適合しなくなった場合であつて、当該認証の技術的基準に適合するものとなることが見込まれないとき」に該当するかどうか不明確でした。

(略)

(問2-2) 生産行程の管理は必ず一人で行わなければならないのですか。仮に何人かで行う場合、その全員が認証事業者となる必要がありますか。

(答)

- 1 生産行程の管理の方法は、必ずしも一人の者が行う必要はなく、
 - (1) 有機農産物等の生産行程を管理する全ての者がグループを構成し、生産行程管理者として一体的認証を受けて生産行程を管理する方法例-①生産農家や精米施設等がグループを構成する場合
②製造工場や包装工場等がグループを構成する場合
なお、この場合、認証申請時において、認証申請書上、グループに含まれる全ての者について、JAS法施行規則第19条第1号に規定する「氏名又は名称及び住所」を明記することが必要となります。

(略)

(問1-9) 有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準(以下「認証の技術的基準」という。)に六の規定(ほ場等に、認証生産行程管理者等の責に帰さない事由により使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときにあつては、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす)が新設されたのは、どういう趣旨でしょうか。

(答)

- 1 使用禁止資材がほ場等に混入した場合、認証の技術的基準の一に定める生産に係る施設の基準に適合しない状態になりますが、こうした場合に、JAS法施行規則第46条第1項第三号ホ(1)の認証取消しの要件「認証事業者に係る認証の技術的基準に適合しなくなった場合であつて、当該認証の技術的基準に適合するものとなることが見込まれないとき」に該当するかどうか不明確でした。

(略)

(問2-2) 生産行程の管理は必ず一人で行わなければならないのですか。仮に何人かで行う場合、その全員が認証事業者となる必要がありますか。

(答)

- 1 生産行程の管理の方法は、必ずしも一人の者が行う必要はなく、
 - (1) 有機農産物等の生産行程を管理する全ての者がグループを構成し、生産行程管理者として一体的認証を受けて生産行程を管理する方法例-①生産農家や精米施設等がグループを構成する場合
②製造工場や包装工場等がグループを構成する場合
なお、この場合、認証申請時において、認証申請書上、グループに含まれる全ての者について、JAS法施行規則第28条第1号に規定する「氏名又は名称及び住所」を明記することが必要となります。

(略)

2 なお、生産農家や製造業者の認証は、ほ場、工場又は事業所ごとに行われることとされていますが、生産行程の管理は、一体的認証を受けている場合であろうと、外注管理を行って認証を受ける場合であろうと、全て生産行程管理者の責任で行われます。そのため、生産行程に含まれる全てのほ場、工場又は事業所は、認証事業者が生産行程を管理又は把握すべきほ場、工場又は事業所として、認証時に特定しておく必要があります。(認証申請時において、認証申請書上、JAS法施行規則第19条第3号に規定する記載事項として、生産行程に含まれる全ての「ほ場、工場又は事業所の名称及び所在地」を明記する必要があります、生産行程に含まれるほ場、工場又は事業所が追加、変更される場合には、登録認証機関に認証の変更の申請を行う必要があります。)

(問2-3) 有機加工食品の認証外国生産行程管理者も、有機JASマークの付してある原材料を使用しなければ有機加工食品を生産し、販売することができないのですか。

(答)

JAS法第12条第2項の規定により同等の制度を有する国として主務省令で定められた国において、その国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取決めに基づき認証を受けた有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、その生産基準や当該外国内における流通上の取扱い等についてJAS認証を受けた有機農産物、有機畜産物及び有機農産物加工食品と同等であることから、我が国において輸入された場合、認証輸入業者が有機JASマークを付することができます。

このためJAS法第12条第2項の規定に基づく主務省令で定めた「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」に所在する有機加工食品の認証外国生産行程管理者にあつては、当該国の格付制度により有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の格付された原材料(日本と当該同等国間で合意された取極に従い当該国以外の国で格付されたものを含む。)を使用して有機加工食品を製造又は加工することができます。ただし、同等国と合意された取決めの範囲の農林物資に限ります。

(略)

2 なお、生産農家や製造業者の認証は、ほ場又は事業所ごとに行われることとされていますが、生産行程の管理は、一体的認証を受けている場合であろうと、外注管理を行って認証を受ける場合であろうと、全て生産行程管理者の責任で行われます。そのため、生産行程に含まれる全てのほ場又は事業所は、認証事業者が生産行程を管理又は把握すべきほ場又は事業所として、認証時に特定しておく必要があります。(認証申請時において、認証申請書上、JAS法施行規則第28条第3号に規定する記載事項として、生産行程に含まれる全ての「ほ場又は事業所の名称及び所在地」を明記する必要があります、生産行程に含まれるほ場又は事業所が追加、変更される場合には、登録認証機関に認証の変更の申請を行う必要があります。)

(問2-3) 有機加工食品の認証外国生産行程管理者も、有機JASマークの付してある原材料を使用しなければ有機加工食品を生産し、販売することができないのですか。

(答)

JAS法第12条第2項の規定により同等の制度を有する国として省令で定められた国において、その国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取決めに基づき認証を受けた有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、その生産基準や当該外国内における流通上の取扱い等についてJAS認証を受けた有機農産物、有機畜産物及び有機農産物加工食品と同等であることから、我が国において輸入された場合、認証輸入業者が有機JASマークを付することができます。

このためJAS法第12条第2項の規定に基づく農林水産省令で定めた「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」に所在する有機加工食品の認証外国生産行程管理者にあつては、当該国の格付制度により有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の格付された原材料(日本と当該同等国間で合意された取極に従い当該国以外の国で格付されたものを含む。)を使用して有機加工食品を製造又は加工することができます。ただし、同等国と合意された取決めの範囲の農林物資に限ります。

(問3-1) どのような者が、有機畜産物の認証生産行程管理者になれるのですか。

(答)

生産行程管理者になることができる者については、農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして、JAS法施行規則第18条により、

- (1) 有機畜産物の取扱業者
- (2) 有機畜産物の取扱業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのある者を含む。）

(削除)

と定められています。

(略)

(問4-6) 酒飯店内で有機酒類を別の容器に分け、JASマークを再び貼付する（詰替え、角打ち又は試飲）場合、有機加工食品の小分け業者の認証が必要ですか。

(答)

経過措置が終了する令和7年10月1日以降、酒類は有機JASマークが付されたものでないと「有機」等の表示を行うことができなくなります。また、小分けした物資にJASマークを再び貼付することができるのは、認証小分け業者に限られています。

このことから、令和7年10月1日以降に、酒飯店内で有機酒類を別の容器に小分けし、小分け後の容器に「有機」等と表示する場合は、詰め替え、角打ち、試飲かどうかに関わらず有機加工食品の小分け業者の認証を取得し、小分けした有機酒類にJASマークを貼付することが必要です。

ただし、角打ち等においてメニューやパンフレット（商品及びその包装、容器、送り状以外のもの）に「有機」等と表示することは、当該規制の対象にはなりません。

これらのことは有機酒類以外の有機加工食品についても同様です。

(問4-7) 小分け業者は、複数の小分け施設を所有している場合であっても、小分け施設ごとに認証を取得しなければなりませんか。

(問3-1) どのような者が、有機畜産物の認証生産行程管理者になれるのですか。

(答)

生産行程管理者になることができる者については、農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして、JAS法施行規則第27条により、

- (1) 有機畜産物の取扱業者
- (2) 有機畜産物の取扱業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのある者を含む。）

(3) 有機畜産物の販売業者

と定められています。

(略)

(新設)

(新設)

(答)

これまで、小分け業者が複数の小分け施設を所有している場合の認証方法については、明文化されておらず、多数の質問を頂いていたところです。

このため、今回、小分け業者の認証のあり方について改めて整理し、小分け業者が複数の小分け施設を所有している場合、下記①～③のとおり当該小分け業者により全ての小分け施設が一元的に管理されていれば、複数の小分け施設を1認証として扱うことができることとしました。

- ① 小分け責任者が、認証の対象となる全ての小分け施設の小分けについて、小分け工程に関する計画の立案及び推進並びに工程に生じた異常等に関する処置又は指導を行っていること。
- ② 認証の対象となる全ての複数の小分け施設が、申請者が策定した共通の小分け規程及び格付表示規程により一元的に管理されていること。
- ③ 小分け責任者が、②の管理が確実に行われていることを確認すること。

(問5-1) 輸入業者や小分け業者は、輸入した農産物や小分けする農産物等についての保管、小分け及び格付の表示を貼付する作業等を倉庫業者に委託することができますか。

(答)

(略)

2 この場合、認証申請時において、JAS法施行規則第26条第1号及び第28条第1号に規定している「氏名又は名称及び住所」にグループ名を記載するとともに、その構成員である輸入業者あるいは小分け業者名と倉庫業者名等を併せて明記する必要があります。

(略)

(問5-2) 認証輸入業者が認証の範囲で行うことができる包装とは、どのようなものですか。

(答)

認証輸入業者は、輸入する農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すこ

(問5-1) 輸入業者や小分け業者は、輸入した農産物や小分けする農産物等についての保管、小分け及び格付の表示を貼付する作業等を倉庫業者に委託することができますか。

(答)

(略)

2 この場合、認証申請時において、JAS法施行規則第32条第1号及び第34条第1号に規定している「氏名又は名称及び住所」にグループ名を記載するとともに、その構成員である輸入業者あるいは小分け業者名と倉庫業者名等を併せて明記する必要があります。

(略)

(問5-2) 認証輸入業者が認証の範囲で行うことができる包装とは、どのようなものですか。

(答)

認証輸入業者は、輸入する農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付すこ

とができます。その際、格付の表示を付すことができる包装や容器とは、原則として輸入されてきた状態の包装や容器に対して行うこととなりますが、①輸入されてきた容器や包装が破損あるいは汚損している場合や国内における流通に適さない場合など、再度包装する必要がある場合や同等の容器に移し替える必要がある場合、②輸入されてきた状態の容器や包装のまま複数の製品をセットにして新たな箱に詰める場合等には、その新しい容器や包装に格付の表示を付すことができます。

(略)

(問5-4) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機JASマークを貼付することはできますか。

(答)

1 認証輸入業者が外国制度で格付された指定農林物資（有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品））を輸入して格付の表示を付することができる場合は、①当該物資の輸出国が同等国であり、②当該物資が当該同等国の国内で生産及び格付され、③当該同等国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書又はその写しが添付されている場合に限られます。

したがって、当該物資の原産国が同等性を有しないB国である農林物資については、認証輸入業者は格付の表示を行うことはできません。

なお、我が国と同等性を認めた国との間の取決めにより、当該国政府等が証明書を発行できる対象の農林物資が異なります。このため、入手した証明書の発行元が属する国とJAS法施行規則第30条各号の農林物資が合致しているかどうかを確認した上で有機JASマークを貼付する必要があります。

(略)

(問5-14) 海外の認証事業者によって有機JASマークが付された食品を輸入する場合、認証輸入業者となる必要がありますか。

とができます。その際、格付の表示を付すことができる包装や容器とは、原則として輸入されて来た状態の包装や容器に対して行うこととなりますが、輸入されてきた容器や包装が破損あるいは汚損している場合や国内における流通に適さない場合など、再度包装する必要がある場合や同等の容器に移し替える必要がある場合には、その新しい容器や包装に格付の表示を付すことができます。

(略)

(問5-4) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機JASマークを貼付することはできますか。

(答)

1 認証輸入業者が外国制度で格付された指定農林物資（有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品））を輸入して格付の表示を付することができる場合は、①当該物資の輸出国が同等国であり、②当該物資が当該同等国の国内で生産及び格付され、③当該同等国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書又はその写しが添付されている場合に限られます。

したがって、当該物資の原産国が同等性を有しないB国である農林物資については、認証輸入業者は格付の表示を行うことはできません。

なお、我が国と同等性を認めた国との間の取決めにより、当該国政府等が証明書を発行できる対象の農林物資が異なります。このため、入手した証明書の発行元が属する国とJAS法施行規則第37条各号の農林物資が合致しているかどうかを確認した上で有機JASマークを貼付する必要があります。

(略)

(新設)

(答)

有機同等性に基づき同等国の制度に基づく認証を受けた農林物資を輸入し「有機」等の表示を行うには、輸入業者は認証を取得し当該農林物資に有機 J A S マークを貼付する必要がありますが、海外の認証事業者によって有機 J A S マークが付された食品は既に有機 J A S マークが貼付されていることから、当該食品を輸入する場合は認証輸入業者となる必要はありません。

(問 6 - 3) J A S 法第 12 条第 2 項に規定する「日本農林規格による格付の制度と同等の水
準にあると認められる格付の制度を有している国」は、どのように決められ、どの
ように公表されるのですか。

(答)

これらの同等の格付の制度を有する国は、各国からの要請に応じて農林水産省及び財務省が国ごとに審査し、その結果、当該国の制度の同等性が認められれば、主務省令により随時公示します(公示されている外国名は農林水産省のホームページに掲載しております)。

(略)

(問 6 - 4) 令和 4 年 1 月 1 日から登録認証機関による輸出証明書発行業務が認証業務として
位置付けられますが、登録認証機関はどのようなことを行う必要がありますか。

(答)

J A S 制度と外国の制度との同等性承認に基づき、輸出証明書を発行する登録認証機関にあつては、J A S 法施行規則第 52 条第 3 項第 4 号、第 5 号及び第 7 号に基づき、輸出証明書を発行する際の審査の実施方法(発行業務の対象とする輸出先国(※1)及び農林物資の種類並びに申請から発行までの手順を含む。)、料金の算定方法、輸出証明書発行業務に従事する者の職務及び必要な能力に関する事項(※2)等について業務規程類に規定し、令和 4 年 1 月 1 日までに施行するとともに、業務規程の変更(※3)について、施行前に F A M I C を経由して農林水産大臣に届け出る必要があります。

(略)

なお、登録認証機関は、毎年 1 月末日までにその前年の輸出証明書発行実績を取りまとめ、

(問 6 - 3) J A S 法第 12 条第 2 項に規定する「日本農林規格による格付の制度と同等の水
準にあると認められる格付の制度を有している国」は、どのように決められ、どの
ように公表されるのですか。

(答)

これらの同等の格付の制度を有する国は、各国からの要請に応じて農林水産省が国ごとに審査し、その結果、当該国の制度の同等性が認められれば、農林水産省令により随時公示します(公示されている外国名は農林水産省のホームページに掲載しております)。

(略)

(問 6 - 4) 令和 4 年 1 月 1 日から登録認証機関による輸出証明書発行業務が認証業務として
位置付けられますが、登録認証機関はどのようなことを行う必要がありますか。

(答)

J A S 制度と外国の制度との同等性承認に基づき、輸出証明書を発行する登録認証機関にあつては、J A S 法施行規則第 49 条第 3 項第 4 号、第 5 号及び第 7 号に基づき、輸出証明書を発行する際の審査の実施方法(発行業務の対象とする輸出先国(※1)及び農林物資の種類並びに申請から発行までの手順を含む。)、料金の算定方法、輸出証明書発行業務に従事する者の職務及び必要な能力に関する事項(※2)等について業務規程類に規定し、令和 4 年 1 月 1 日までに施行するとともに、業務規程の変更(※3)について、施行前に F A M I C を経由して農林水産大臣に届け出る必要があります。

(略)

なお、登録認証機関は、毎年 1 月末日までにその前年の輸出証明書発行実績を取りまとめ、

FAMIC を経由して農林水産大臣に報告する必要があります。(令和4年分の報告から義務化)

FAMIC を経由して農林水産大臣に報告する必要があります。(令和5年1月1日から義務化)

(問6-5) 令和4年のJAS法改正において、外国格付の表示を行うために認証が必要になった理由は何ですか。

(新設)

(答)

日本国内において同等性を利用して付される外国格付の表示の取扱いについて、改正前のJAS法では何ら規定がなかったことから、外国格付の表示状況の管理等ができず、表示の信頼性が担保できていませんでした。

同等性を利用した輸出が増加している中で、製造国が「日本」と表示され、不適切な外国格付の表示が付された製品の摘発が海外で頻発した場合には、相手国・地域からの信頼性を失うとともに、今後の同等性交渉の障害ともなるため、外国格付の表示を適切に管理できる仕組みを設ける必要があるという観点から、令和4年のJAS法改正において、外国格付の表示を行うために認証が必要という仕組みを設けました。

(問6-6) 外国格付の表示とはどのようなものですか。

(新設)

(答)

外国格付の表示とは、同等性の承認のある外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示であり、具体的にはJAS法施行規則第34条で規定されているとおり、米国、カナダ及び欧州連合の格付の制度により定められている有機のロゴマークを指します。

なお、米国向けに輸出する製品に必要な表示である「Certified organic by ○○」等、有機のロゴマーク以外の表示は、外国格付の表示には該当しません。

(問6-7) どのような場合に外国格付表示業者の認証取得が必要ですか。また、

(新設)

① 有機同等性を利用し輸出を行う事業者であっても、同等国の格付の制度に基づく認証マークを付さなければ、外国格付表示事業者の認証を受ける必要はないのですか。

② 外国格付の表示を農林物資や包装・容器に付さず、送り状にのみ付す場合であ

っても、外国格付表示事業者の認証は必要ですか。

(答)

有機同等性を利用し輸出する農林物資について、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付す場合、外国格付表示業者の認証を取得する必要があります。

①について、有機同等性を利用し輸出を行う事業者であっても、外国格付の表示を付さない場合は、外国格付表示業者の認証を取得する必要はありません。

②について、外国格付の表示を送り状にのみ付す場合であっても、外国格付表示事業者の認証は必要です。

(問6-8) 認証生産行程管理者が外国格付表示業者の認証を受け、自ら生産する農林物資に外国格付の表示を付す場合、当該生産行程管理者は、当該農林物資への有機JASマークの貼付を省略することはできますか。

(新設)

(答)

外国格付の表示は、格付の表示の付してある農林物資についてのみ認められており、認証生産行程管理者が外国格付表示業者の認証を受け、自ら生産する農林物資に外国格付の表示を付す場合であっても、当該認証生産行程管理者は、当該農林物資等への有機JASマークの貼付を省略することはできません(JAS法第12条の2第1項)。

なお、有機JASマークは、必ずしも当該農林物資、その包装、容器に貼付する必要はなく、送り状のみに貼付することも可能です。

(問6-9) 認証生産行程管理者が外国格付表示の認証を受け、自ら生産等する農林物資に外国格付の表示を付す場合、当該生産行程管理者は、外国格付の表示を付す前に当該農林物資に有機JASマークを付さなければならないのですか。

(新設)

(答)

認証外国格付表示業者は、自ら生産する農林物資について、認証生産行程管理者として有機JASマークの貼付を行う前に、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付しておくことができます(JAS法第12条の2第2項)。

なお、この場合であっても、当該認証生産行程管理者は、当該農林物資の譲り渡し又は譲り渡しの委託を行う前に、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に有機JASマークを貼付しなければなりません（JAS法第12条の2第3項）。

（問6-10） 商社等が、有機農産物等の認証を受けた生産行程管理者から有機JASマークが付された製品を購入し、当該製品の送り状に外国格付表示を付し、同等国に輸出します。このとき、当該製品を、商社等における輸出品の受入及び保管のための施設を経由せず、当該生産行程管理者のところから輸出先に直接出荷することはできますか。

（新設）

（答）

当該生産行程管理者における輸出品の保管のための施設が「有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物についての外国格付表示業者の認証の技術的基準」に定める「輸出品の受入及び保管のための施設」の条件を満たしていれば、当該施設から輸出先に直接出荷することができます。

ただし、当該商社等は、当該生産行程管理者における輸出品の保管のための施設を上記認証の技術的基準の「輸出品の受入及び保管のための施設」として、認証の範囲に含め、当該商社が当該施設において輸出品の格付の表示の確認を行うとともに輸出品を適切に保管する必要があります。

（問6-11） 外国格付表示業者の認証を受けた事業者であっても、同等性を利用して有機農産物等を輸出する場合は、当該有機農産物等に輸出証明書を添付することが必要ですか。

（新設）

（答）

同等性を利用して有機農産物等を輸出する場合、輸出証明書を添付することが相手国・地域から求められていますので、外国格付表示業者の認証を受けた事業者であっても、同等性を利用して輸出する有機農産物等に輸出証明書を添付することが必要です。

（問6-12） 外国格付表示業者の認証を受けた事業者であれば、外国格付の表示を付した製品

（新設）

を日本国内で流通させることは可能ですか。

(答)

認証外国格付表示業者が輸出に係る製品に外国格付の表示を付す場合及び外国の格付の制度に基づく認証を取得している場合以外は、農林物資等に外国格付の表示を付すことはできないこととなっていますので、外国格付表示業者の認証を受けた事業者であっても、有機同等性に基づき外国格付の表示を付した製品を日本国内で流通させることはできません。

なお、外国の格付の制度に基づく認証を取得している事業者は、当該外国の格付の制度に基づき外国格付の表示を付した製品を日本国内で流通させることが可能です（JAS法第37条第1項）。

(問6-13) 同等国の格付の制度に基づく認証事業者が輸入前に農林物資に付した外国格付の表示は、認証輸入業者が日本に輸入した後、除去・抹消することが必要ですか。

(新設)

(答)

当該外国格付の表示は、外国の事業者により付されたものであり、令和4年の改正JAS法において、そのような外国格付の表示を除去しなければならない旨の規定は設けていないことから、同等国の格付の制度に基づく認証事業者が輸入前に農林物資に付した外国格付の表示を除去・抹消することは、必要ありません。

(問6-14) 認証輸入業者が同等国の格付の制度に基づく認証事業者に有機JASマークの貼付を委託する場合、有機JASマークと外国格付の表示が両方印刷されている製品を輸入することはできますか。

(新設)

(答)

当該外国格付の表示は、外国の事業者により付されたものであり、令和4年の改正JAS法において、そのような外国格付の表示を除去しなければならない旨の規定は設けていないことから、認証輸入業者が同等国の格付の制度に基づく認証事業者に有機JASマークの貼付を委託する場合、有機JASマークと外国格付の表示が両方印刷されている製品を輸入することは、問題ありません。

(問6-15) 同等国の格付の制度に基づく認証機関により確認を受けた「外国格付の表示と有機JASマークが併記されているラベル」を、認証輸入業者が日本国内で農林物資に付し、日本国内で流通させることはできますか。

(新設)

(答)

認証外国格付表示業者が輸出に係る製品に外国格付の表示を付す場合及び外国の格付の制度に基づく認証を取得している場合以外は、農林物資等に外国格付の表示を付すことはできないこととなっていますので、同等国の格付の制度に基づく認証機関により確認を受けたラベルであったとしても、外国格付の表示が付されたラベルを、認証輸入業者が日本国内で農林物資に付し、日本国内で流通させることはできません（JAS法第37条第1項）。

(問6-16) 同一の製品について同等性に基づく輸出と日本国内における流通の両方を行っている場合であっても、当該製品に外国格付の表示と有機JASマークの両方が併記された共通のラベルを付し、日本国内で流通させることはできないのですか。

(新設)

(答)

認証外国格付表示業者が輸出に係る製品に外国格付の表示を付す場合及び外国の格付の制度に基づく認証を取得している場合以外は、農林物資等に外国格付の表示を付すことはできないこととなっていますので、同一の製品について同等性に基づく輸出と日本国内における流通の両方を行っている場合であっても、当該製品に外国格付の表示と有機JASマークの両方が併記された共通のラベルを付し、日本国内で流通させることはできません。

なお、外国の格付の制度に基づく認証を取得している事業者は、当該外国の格付の制度に基づき外国格付の表示を付した製品を日本国内で流通させることが可能です（JAS法第37条第1項）。

(問15-1) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の基準は、消費者の手に渡るまでの管理の基準ですか。

(問15-1) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の基準は、消費者の手に渡るまでの管理の基準ですか。

(答)

(答)

(略)

なお、出荷後から消費者の手に渡るまでの間においても慣行農産物との混合や使用禁止資材による汚染を避ける必要があります。この点はJAS法第41条及びJAS法施行規則第78条で規定されており、慣行栽培農産物との混合等が行われた場合には、認証事業者でない流通業者であっても格付の表示(有機JASマーク)を除去・抹消しなければならないこととなっています。

(問16-2) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか

(答)

(略)

2 また、農薬、肥料及び土壌改良資材については、JAS法施行令第2条第1項において、使用することがやむを得ないものとして、主務大臣が定めたもの(令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第31号)以外の資材については、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないこととされています。

(略)

(問22-4) 国税庁告示「酒類における有機の表示基準」に基づき有機表示がされた酒類(有機農畜産物加工酒類)であって有機JASマークが付されていないものは、有機加工食品の原材料として使用できますか。また、
① 有機酒類が指定農林物資に追加される改正の経過措置期間内であっても、有機農畜産物加工酒類を有機加工食品の原材料として使用できないのですか。
② 有機同等性を有する国・地域から輸入された有機農畜産物加工酒類であっても、有機加工食品の原材料として使用できないのですか。

(答)

有機加工食品のJAS第4条の「原材料及び添加物(加工助剤を含む。)」の項の基準1において、有機の原材料として使用できる有機加工食品は「その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、日本

(略)

なお、出荷後から消費者の手に渡るまでの間においても慣行農産物との混合や使用禁止資材による汚染を避ける必要があります。この点はJAS法第41条及びJAS法施行規則第72条で規定されており、慣行栽培農産物との混合等が行われた場合には、認証事業者でない流通業者であっても格付の表示(有機JASマーク)を除去・抹消しなければならないこととなっています。

(問16-2) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。

(答)

(略)

2 また、農薬、肥料及び土壌改良資材については、JAS法施行令第17条第1号において、使用することがやむを得ないものとして、農林水産大臣が定めたもの(令和2年3月24日農林水産省告示第599号)以外の資材については、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないこととされています。

(略)

(問22-4) 有機加工食品の有機原材料として、有機農産物加工酒類は使用可能ですか。また、酒粕を有機JAS格付することはできますか。

(答)

1 酒類はJAS法の対象となる農林物資ではありませんが、有機JAS認証事業者が有機加工食品のJASに合致した原材料で有機農産物加工酒類を生産し、自ら製造する有機加工食品の原材料として使用する場合に限り、有機加工食品の有機原材料としてカウントすることが可能

農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条又は第 30 条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。」と規定されていることから、基本的には有機 J A S マークが付されたものでなければ、有機加工食品の有機原材料として使用することはできません。このため、上記①②の場合であっても有機 J A S マークが付されていない酒類は有機加工食品の有機原材料として使用することはできません。

ただし、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める非有機の原材料の重量の割合が 5 % 以下であり、有機 J A S 格付されたものの入手が困難な場合は、J A S 格付がされていない酒類であつて有機加工食品の J A S 第 4 条の「原材料及び添加物（加工助剤を含む。）」の項の基準 4 に適合するものを非有機の原材料として使用することが可能です。

（問 22-22） 国税庁告示「酒類における有機の表示基準」では、有機酒類の原材料として食塩は使用できませんでしたが、有機加工食品の J A S において有機酒類の原材料として食塩を使用できますか。

（答）

これまで、国税庁告示「酒類における有機の表示基準」では、有機酒類の原材料として食塩は掲げられておらず、使用することはできませんでした。しかし、有機加工食品の J A S の規定では、使用できる原材料の一つとして食塩が掲げられています。

近年、酒類の多様化により市場には様々な商品が販売され、食塩を原材料の一部としたものもみられます。したがって、有機加工食品の J A S で使用が認められている食塩については、今般の改正を契機として、有機酒類についても使用を認めることとしました。

なお、食塩を原材料に使用した場合は、有機酒類以外の有機加工食品と同様に、原材料の使用割合の計算上、食塩の重量は除いていただく必要があります。

（注 1）ただし、有機加工食品の J A S への移行期間中、国税庁告示「酒類における有機の表示基準」を適用する有機酒類については、有機酒類の原材料として食塩を使用することができません。

（注 2）有機加工食品に使用できる食塩には、一般的に塩化ナトリウムを主成分とした塩と称されているものが該当します。

です。

2 有機加工食品の J A S に基づき製造した酒粕については、有機 J A S 格付することができません。

（新設）

(問 22-23) 醸造アルコールを有機酒類の原材料として使用する場合、有機 J A S マークが付
されていないものは使用できますか。

(新設)

(答)

有機酒類の製造に当たって有機 J A S 格付されたものの入手が困難な場合に非有機原材料として使用する場合には、有機加工食品の J A S 第 4 条の「原材料及び添加物（加工助剤を含みます。）」の項の基準 4 に定められた要件を満たすことにより、原材料（食塩及び水を除きます。）及び添加物（加工助剤を除きます。）の重量に占める非有機の原材料等の重量の割合が 5 % 以下という要件を満たす範囲内であれば、使用が認められます。

なお、包装等に有機 J A S マークが付された醸造アルコール（有機酒類を製造する有機加工食品の生産行程管理者が自ら製造し、格付したものを含みます。）は、有機原材料として使用することができます。

(注 1) 醸造アルコールは、一般に廃糖蜜（サトウキビ等の糖蜜から砂糖を結晶化させた残液）、穀類やキャッサバ等のでん粉を原料として発酵させ、連続蒸留を行い製造されたものをいいます。

(注 2) 醸造アルコールを有機酒類の原材料として使用した場合における使用割合の計算については、酒類の製造場に醸造アルコールを移入した後、醸造アルコールに加水した場合は、加水前の醸造アルコールの重量により、既に加水された醸造アルコールを酒類の製造場に移入した場合は、移入時の醸造アルコールの重量により計算することとなります。

(問 22-24) 例えば、酒類に使用するオークチップのように、後から取り除く原材料は有機加工食品に使用可能ですか。使用可能な場合、最終製品には含まれませんが、配合計算上、どのような計算をしたらよいですか。

(新設)

(答)

オークチップ（チップ状又は小片状のオーク（ブナ科コナラ属の植物をいいます。））は、果実酒等の製造工程において原材料として使用可能であり、有機果実酒等を製造する場合であって

も、有機加工食品のJAS第4条「原材料及び添加物（加工助剤を含む。）」の項に適合するものであれば、第4条「原材料及び添加物の使用割合」の項の基準の範囲内で使用できます。

なお、使用するオークチップについては、有機加工食品のJASにおいて原材料として配合計算を行う必要があります。この場合には、オークチップの重量で配合計算をする必要があります。

おつて、オークチップは製造工程において浸漬して後から取り除くこととなりますので、事業者自身の試験結果等によりオークチップからの抽出成分の重量を算出できる場合は、抽出成分の重量を用いて配合計算をしても差し支えありません。

(問 23-5) 別表1-2に「ピロ亜硫酸カリウム（亜硫酸水素カリウム液を含む。）」と記載されていますが、メタ重亜硫酸カリウムや亜硫酸水素カリウムは、ピロ亜硫酸カリウムとして有機酒類に使用できますか。

(新設)

(答)

メタ重亜硫酸カリウム及び亜硫酸水素カリウムについては、いずれも食品衛生法上ピロ亜硫酸カリウムの別名とされており、「ピロ亜硫酸カリウム（亜硫酸水素カリウム液を含む。）」として有機酒類に使用可能です。

なお、添加物の使用に際しては、別途、食品衛生法や酒税関係法令の適用を受けることに留意願います。

(問 23-6) 自社で製造した有機酒類を原材料として使用して有機酒類以外の有機加工食品を製造する場合、有機酒類の製造工程中で別表1-2には掲名されていない別表1-1の添加物を使用することはできますか。

(新設)

(答)

有機加工食品のJAS第4条の「製造、加工、包装、保管その他の行程に係る管理」の項において、「添加物を使用する場合は、必要最低限度とすること」と規定されており、有機酒類を製造する際に必要不可欠なものとして別表1-2の添加物が規定されています。このため、最終製品が有機酒類以外の加工食品となるものであっても、その原材料として使用する有機酒類の製造工

程においては、別表1-2に掲名されていない別表1-1の添加物を使用することはできません。

なお、当該有機加工食品の製造工程のうち、原材料とする有機酒類の製造工程以外の工程において使用できる添加物は、別表1-1の添加物のみです。

(問23-7) 有機酒粕の製造に当たり、有機加工食品のJASの別表1-2の添加物を使用することができますか。

(新設)

(答)

有機清酒の製造に伴い副産物として生産される有機酒粕については、その有機清酒の製造過程において、別表1-2の添加物を使用することが可能です。

(問23-8) 有機加工食品の生産行程管理者の認証を受けた酒造メーカーが、食酢の製造業者からの委託を受け、食酢の原材料用に不可飲処置した種酢入りの清酒を製造・格付する場合、別表1-2の添加物を使用することはできますか。

(新設)

(答)

有機食酢の製造に当たっては、中間製品の有機清酒の製造過程において、別表1-2の添加物を使用することが可能です。

(問29-1) 海外で生産された有機飼料を有機畜産物の生産に用いることはできますか。

(問29-1) 海外で生産された有機飼料を有機畜産物の生産に用いることはできますか。

(答)

海外において生産された有機飼料は、有機飼料のJASに適合したものと格付された有機飼料の他、有機飼料の入手が困難な場合にあつては、有機畜産物のJAS第4条飼料の給与の項第4号に規定する同等国格付飼料を有機畜産物の飼料として用いることができます。

(答)

海外において生産された有機飼料は、有機飼料のJAS規格に適合したものと格付された有機飼料の他、有機飼料の入手が困難な場合にあつては、有機畜産物のJAS規格第4条飼料の給与の項第4号に規定する同等国格付飼料を有機畜産物の飼料として用いることができます。

(問29-2) 有機畜産物の外国生産行程管理者が有機畜産物を生産する際の飼料は、格付された有機飼料でなければならないのですか。また、外国生産行程管理者自らが加工する配合飼料であっても、原料農産物及び配合飼料の格付が必要ですか。

(問29-2) 有機畜産物の外国生産行程管理者が有機畜産物を生産する際の飼料は、格付された有機飼料でなければならないのですか。また、外国生産行程管理者自らが加工する配合飼料であっても、原料農産物及び配合飼料の格付が必要ですか。

(答)

有機畜産物の生産のためには、自家生産飼料のほか、外部から有機飼料を購入して使用することができますが、購入飼料は、有機飼料の JAS に適合したものとして格付されていること（問 29-1 の同等国格付飼料を含む。）が必要です。なお、有機畜産物を生産する生産行程管理者自らが有機畜産物の JAS に定める基準に則して飼料原料農産物を生産し、飼料を配合する場合には、原料農産物及び配合飼料について格付する必要はありません。上記のことについては、外国の生産行程管理者であっても同様です。

（問 32-4） 有機畜産物の認証外国生産行程管理者のうち、と畜業者は有機 JAS マークの付してある家畜・家きんをと畜しなければ有機畜産物を生産し、販売することができないのですか。

(答)

JAS 法第 12 条第 2 項の規定により同等の制度を有する国として 主務省令 で定められた国において、その国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取決めに基づき認証を受けた有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、その生産基準や当該外国内における流通上の取扱い等について JAS 認証を受けた有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品と同等であることから、我が国において輸入された場合、認証輸入業者が有機 JAS マークを付することができます。

このため、JAS 法第 12 条第 2 項の規定に基づく 主務省令 で定めた「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」に所在すると畜業者が、有機畜産物の外国生産行程管理者として、有機 JAS 認証を取得している場合にあっては、当該国の格付制度により格付された家畜・家きんを使用して、と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理をすることができます。ただし、同等国と合意された取決めの範囲の家畜・家きんに限ります。

（問 33-2） 有機農産物として出荷予定で生産した農産物が、形状や大きさが出荷の基準に合わなかったため、有機畜産農家に飼料用として出荷する場合、有機農産物として

(答)

有機畜産物の生産のためには、自家生産飼料のほか、外部から有機飼料を購入して使用することができますが、購入飼料は、有機飼料の JAS 規格 に適合したものとして格付されていること（問 29-1 の同等国格付飼料を含む。）が必要です。なお、有機畜産物を生産する生産行程管理者自らが有機畜産物の JAS 規格 に定める基準に則して飼料原料農産物を生産し、飼料を配合する場合には、原料農産物及び配合飼料について格付する必要はありません。上記のことについては、外国の生産行程管理者であっても同様です。

（問 32-4） 有機畜産物の認証外国生産行程管理者のうち、と畜業者は有機 JAS マークの付してある家畜・家きんをと畜しなければ有機畜産物を生産し、販売することができないのですか。

(答)

JAS 法第 12 条第 2 項の規定により同等の制度を有する国として 省令 で定められた国において、その国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取決めに基づき認証を受けた有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、その生産基準や当該外国内における流通上の取扱い等について JAS 認証を受けた有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品と同等であることから、我が国において輸入された場合、認証輸入業者が有機 JAS マークを付することができます。

このため、JAS 法第 12 条第 2 項の規定に基づく 農林水産省令 で定めた「日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」に所在すると畜業者が、有機畜産物の外国生産行程管理者として、有機 JAS 認証を取得している場合にあっては、当該国の格付制度により格付された家畜・家きんを使用して、と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理をすることができます。ただし、同等国と合意された取決めの範囲の家畜・家きんに限ります。

（問 33-2） 有機農産物として出荷予定で生産した農産物が、形状や大きさが出荷の基準に合わなかったため、有機畜産農家に飼料用として出荷する場合、有機農産物として

格付できますか。

(答)

有機農産物の JAS において、有機農産物は飲食料品に限ると定義していますが、形状や大きさが出荷の基準に合わなかった農産物も飲食料品と見なし、有機農産物として格付することは可能です。

(問 33-3) 海外で生産された有機飼料を有機飼料の原材料として使用することはできますか。

(答)

海外において生産された有機飼料は、有機飼料の JAS に適合したのものとして格付された有機飼料の他、有機飼料の入手が困難な場合にあっては、有機畜産物の JAS 第 4 条飼料の給与の項第 4 号に規定する同等国格付飼料を有機飼料の原料として用いることができます。

(問 33-6) 有機飼料の輸送、保管の際の混入、汚染防止等に関する規定はありますか。

(答)

JAS 法第 41 条第 1 項及び JAS 法施行規則第 78 条の規定を参照してください。対象となる農林物資及び当該 JAS に適合しない事由を定めています。

(略)

(問 34-17) 国税庁告示「酒類における有機の表示基準」が廃止されますが、これまで、同表示基準に基づき「有機農畜産物加工酒類」等の表示を行っていた場合、令和 4 年の改正 JAS 法の適用はどのようになりますか。また、その酒類を原材料として使用した加工食品の取扱いはどうなりますか。

(答)

国税庁告示「酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件（令和 4 年国税庁告示第 32 号）」附則第 3 項においては、改正 JAS 法の施行日から 3 年間、引き続き廃止前の基準を適用できる経過措置が設けられています。

格付できますか。

(答)

有機農産物の JAS 規格において、有機農産物は飲食料品に限ると定義していますが、形状や大きさが出荷の基準に合わなかった農産物も飲食料品と見なし、有機農産物として格付することは可能です。

(問 33-3) 海外で生産された有機飼料を有機飼料の原材料として使用することはできますか。

(答)

海外において生産された有機飼料は、有機飼料の JAS 規格に適合したのものとして格付された有機飼料の他、有機飼料の入手が困難な場合にあっては、有機畜産物の JAS 規格第 4 条飼料の給与の項第 4 号に規定する同等国格付飼料を有機飼料の原料として用いることができます。

(問 33-6) 有機飼料の輸送、保管の際の混入、汚染防止等に関する規定はありますか。

(答)

JAS 法第 41 条第 1 項及び JAS 法施行規則第 72 条の規定を参照してください。対象となる農林物資及び当該 JAS 規格に適合しない事由を定めています。

(略)

(新設)

この場合、廃止前の基準に基づき有機酒類の表示欄に「有機農畜産物加工酒類」等の表示を行っている酒類製造者は、引き続き、当該表示を行うことができますが、有機JASマークを付すことはできません。

改正JAS法の規定に基づき、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、包装、容器又は送り状に格付の表示を付している酒類については、廃止前の基準は適用されず、改正JAS法の規定に基づいた表示規制が適用されますので、有機JASマークを付した上で「有機」又は「オーガニック」と表示することが可能です。

なお、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第279号）に基づき、令和7年9月30日までは酒類について改正JAS法第63条の規定は適用されませんので、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間において、廃止前の基準に基づいて「有機」又は「オーガニック」の表示を行っていたとしても、改正JAS法上の規制の対象とはなりません。したがって、その酒類を原材料として使用した加工食品（酒類以外は有機加工食品のJASの基準に従い製造されたものであって、有機JAS格付されていない原材料の使用割合が5%を超えるもの。）については、有機JASマークを付することはできませんが、使用した有機酒類の割合を併せて表示すれば、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、「有機」又は「オーガニック」の表示を行っても差し支えありません。

(問34-18) 令和4年の改正JAS法が施行された後、新たに有機酒類の製造を検討していますが、国税庁告示「酒類における有機の表示基準」の廃止に伴う経過措置に基づいて「有機農畜産物加工酒類」等の表示を行うことはできますか。

(新設)

(答)

国税庁告示「酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件（令和4年国税庁告示第32号）」は、改正JAS法の施行日（令和4年10月1日）から適用されます。ただし、廃止前の基準に基づく表示を行っている酒類製造者への影響を緩和する等の観点から、改正JAS法の施行日以後に酒類の製造場から移出し、若しくは保税地域から引き取る酒類又はその販売場から搬出する酒類（これらの酒類で輸出するものは除きます。）については、改正JAS法の施行日から3

年間、廃止前の基準を適用することができることとしています（廃止告示附則第3項）。

この経過措置は、改正JAS法が施行された後に新たに有機酒類の製造を行おうとする酒類製造者であっても適用することができるため、廃止前の基準に基づき「有機農畜産物加工酒類」等の表示を行うことが認められます。

なお、この場合であっても、この経過措置の適用期限は、改正JAS法の施行日から3年間（令和7年9月30日まで）に限られますので、なるべく早期に改正JAS法に基づく格付表示に移行していただくことを推奨します。

（問34-19） 有機加工食品のJASに基づき有機酒類に有機JASマークを付して有機表示を行う場合、国税庁告示「酒類における有機の表示基準」において定められている「有機農畜産物加工酒類」等の表示は、引き続き必要ですか。

（新設）

（答）

有機加工食品のJASに基づき有機酒類に有機JASマークを付して有機表示を行う場合には、国税庁告示「酒類における有機の表示基準」において定めている「有機農畜産物加工酒類」等の表示は、不要となります。

（問34-20） 有機酒類に酒税法等に基づく品目及び食品表示法に基づく名称の両方を表示する場合、有機加工食品のJAS第5条に基づく有機等の名称の表示は、どちらに記載しなければなりませんか。

（新設）

（答）

酒類については、酒類業組合法第86条の5により品目の表示義務が課せられており、一般的には食品表示法に基づく名称の表示義務についても、酒類の品目を表示することでこの名称を表示していることとなります。なお、この酒類の品目の表示は酒税法及び酒類業組合法に基づき表示できる呼称が特定されているため、「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」といった表示はできません。

この場合、有機加工食品のJAS第5条に基づく有機等の名称の表示は、酒類の品目の表示とは別に、当該酒類の一般的な名称を重ねて表示し、当該名称表示を次のいずれかにより行うこと

が必要です。

(1) 「有機〇〇」又は「〇〇 (有機)」

(2) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇 (オーガニック)」

※ 「〇〇」には、当該酒類の一般的な名称を記載します。

(問 34-21) 食品表示基準第5条において、酒類を販売する場合は、原材料名の表示は要しないことと規定されていますが、有機加工食品のJAS第5条に基づく原材料名の表示はどのようになりますか。

(新設)

(答)

有機加工食品の表示については、食品表示基準の規定に従うほか、名称の表示及び原材料名の表示については、有機加工食品のJAS第5条に規定する表示方法に従うことが必要です。

ご指摘のとおり、酒類を販売する場合には、食品表示基準第5条の原材料名の表示は要しないこととされており、有機酒類についても同様ですが、別途、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第86条の6の規定に基づく酒類に関する表示の基準(例えば、清酒の製法品質表示基準(平成元年国税庁第8号)や果実酒等の製法品質表示基準(平成27年国税庁告示第18号))により、原材料名の表示が求められている酒類については、有機加工食品のJAS第5条の規定に基づいた原材料名の表示を行う必要があります。

なお、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律等で別途原材料名の表示が求められていない酒類については、原材料名表示を行っていても有機加工食品のJAS上問題はありません。

(問 34-22) 当社は海外からオーガニックと表示された有機酒類を輸入していますが、こうした有機酒類に関する表示については、どのような取扱いになりますか。

(新設)

(答)

輸入する有機酒類に関する表示については、次のように取り扱われます。

① 経過措置が適用される令和4年の改正JAS法の施行日から3年間(令和4年10月1日から令和7年9月30日まで)

この期間に酒類を輸入する輸入業者は、廃止前の国税庁告示「酒類における有機の表示

基準」に基づく表示を行うことができます。

また、廃止前の基準では、有機農産物加工酒類について、JAS法に規定する格付制度と同等の制度を有する国・地域から輸入される酒類のうち、当該国・地域の制度の下で認証等を受けたもので、認証等を受けた酒類であることの当該国・地域の政府機関等が発行する証明書が添付されている輸入酒類については、有機農畜産物加工酒類と表示することが可能です。ただし、改正JAS法の規定により包装、容器又は送り状に格付の表示が付された酒類については、この経過措置は適用できません。

② 経過措置が終了した令和7年10月1日以後

原則として、我が国が同等性を認めた国・地域から、当該国・地域の制度に基づく認証を受け、「Organic」等と表示されている有機加工食品を輸入する場合には、輸入業者は、有機JASの認証輸入業者として、当該有機加工食品に有機JASマークを付すことが必要です。なお、我が国が同等性を認めた国・地域からの輸入に関しては、問5-1から5-14をご参照ください。

一方、我が国が同等性を認めていない国・地域から、「Organic」等と表示されている有機加工食品を輸入する場合は、当該国・地域に所在する当該有機加工食品の製造業者等が、有機JAS認証を取得し、当該有機加工食品に有機JASマークが付されていることが必要です。

(問35-7) 有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料の認証事業者（生産行程管理者、小分け業者、輸入業者）に対し登録認証機関が行う実地調査について、新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、リモートで実施することはできますか。

(問35-7) 有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料の認証事業者（生産行程管理者、小分け業者、輸入業者）に対し登録認証機関が行う実地調査について、新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、リモートで実施することはできますか。

(答)

(答)

(略)

(略)

(3) JAS法施行規則第52条第3項に基づき、リモート調査の実施方法について業務規程類に規定すること。

(3) JAS法施行規則第49条第3項に基づき、リモート調査の実施方法について業務規程類に規定すること。

(略)

(略)

